# 都市再生特別措置法施行令及び都市計画法施行令の一部を改正する政令 （令和二年政令第三百三十七号）

#### 第一条（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

#### 第三十九条（開発許可をすることができる開発行為を条例で定める場合の基準）

法第九十条の規定により都市計画法第三十四条第十二号の規定を読み替えて適用する場合における都市計画法施行令第二十九条の十の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「とする。この場合において、同条第五号中「建築物」とあるのは、「住宅等（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十条に規定する住宅等をいう。）」とする」とする。

#### 第三十六条（勧告に従わなかった旨の公表に係る区域）

法第八十八条第五項の政令で定める区域は、急傾斜地崩壊危険区域とする。

#### 第三十九条（開発許可をすることができる開発行為を条例で定める場合の基準）

法第九十条の規定により都市計画法第三十四条第十二号の規定を読み替えて適用する場合における都市計画法施行令第二十九条の十の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「とする。この場合において、同条第五号中「建築物」とあるのは、「住宅等（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十条に規定する住宅等をいう。）」とする」とする。

#### 第三十六条（勧告に従わなかった旨の公表に係る区域）

法第八十八条第五項の政令で定める区域は、急傾斜地崩壊危険区域とする。

#### 第二条（都市計画法施行令の一部改正）

#### 第二十九条の七（市街化調整区域のうち開発行為を行うのに適当でない区域）

法第三十四条第八号の二（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域は、災害危険区域等（法第三十三条第一項第八号に規定する災害危険区域等をいう。）及び急傾斜地崩壊危険区域とする。

#### 第二十九条の七（市街化調整区域のうち開発行為を行うのに適当でない区域）

法第三十四条第八号の二（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域は、災害危険区域等（法第三十三条第一項第八号に規定する災害危険区域等をいう。）及び急傾斜地崩壊危険区域とする。

# 附　則

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。